

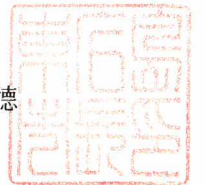
公 告

大規模小売店舗立地法（平成１０年法律第９１号）第６条第１項の規定により大規模小売店舗に係る届出事項の変更の届出があったので、同条第３項において準用する同法第５条第３項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、同法第８条第２項の規定により、東広島市の区域内に居住する者、東広島市において事業活動を行う者、東広島市の区域をその地区とする商工会議所又は商工会その他の東広島市に存する団体その他の当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から４月以内に、東広島市に対し、意見書の提出により、意見を述べることができる。

令和２年４月１０日

東広島市長 高 垣 廣 徳



１ 大規模小売店舗の名称及び所在地

(１) 名称

ゆめタウン黒瀬

(２) 所在地

東広島市黒瀬町檜原字下田中１０２番外

２ 変更に係る事項

- (１) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	代表者の氏名	住 所
株式会社イズミ	代表取締役 山 西 泰 明	広島県広島市東区二葉の里三丁目３番 １号
メガネの田中チェーン株式会社	ホール・デイミ アンオマワリ	広島県広島市中区袋町一丁目２３番１ ０２号
株式会社タツミヤ	代表取締役 指 田 努	東京都八王子市暁町一丁目３２番１３ 号
さくらコーポレーション 有限会社	代表取締役 高 田 和 明	広島県東広島市八本松町原６１２０番 地
株式会社ちづる	代表取締役 森 啓 輔	福岡県福岡市博多区博多駅東一丁目１ １番１５
有限会社ジュエルグラン	代表取締役 末 宗 宏 敏	広島県安芸高田市吉田町吉田５９４番 地の１
フジパンストアー株式会 社	代表取締役 高 山 昭 一	愛知県名古屋市長久区松園町一丁目５ ０番地

株式会社フタバ図書	代表取締役 世 羅 茂 雄	広島市中区堀川町 6 番 1 8 号
株式会社フラワーショップみやもと	代表取締役 宮 本 正 直	広島市佐伯区八幡二丁目 2 5 番 1 8 号
株式会社モーツアルト	代表取締役 田 上 友 康	広島市中区堀川町 5 番 2 号
片山哲秀	片 山 哲 秀	呉市中通三丁目 5 番 3 号

(変更後)

氏名又は名称	代表者の氏名	住 所
株式会社イズミ	代表取締役 山 西 泰 明	広島市東区二葉の里三丁目 3 番 1 号
メガネの田中チェーン株式会社	ホール・デイミ アン オマワリ	広島県広島市中区本通 2 番 1 0 号
株式会社タツミヤ	代表取締役 指 田 努	東京都八王子市暁町一丁目 3 2 番 1 3 号
さくらコーポレーション 有限会社	代表取締役 高 田 和 明	東広島市八本松町原 6 1 2 0 番地
株式会社ちづる	代表取締役 森 啓 輔	福岡県福岡市博多区博多駅東一丁目 1 1 番 1 5
有限会社ジュエルグラン	代表取締役 末 宗 宏 敏	安芸高田市吉田町吉田 5 9 4 番 1 号
フジパンストアー株式会 社	代表取締役 高 山 昭 一	愛知県名古屋市瑞穂区松園町一丁目 5 0 番地
株式会社フタバ図書	代表取締役 世 良 茂 雄	広島市中区堀川町 6 番 1 8 号
株式会社モーツアルト	代表取締役 田 上 友 康	広島市中区堀川町 5 番 2 号
片山哲秀	片 山 哲 秀	呉市中通三丁目 5 番 3 号

3 変更年月日

名称	変更に係る事項	変更年月日
株式会社フラワーショップみやもと	退店	令和元年 1 0 月 2 0 日
メガネの田中チェーン株式会社	住所の変更	令和元年 1 1 月 1 日
株式会社フタバ図書	代表者の錯誤	—

4 変更の理由

小売業者の退店及び名称、代表者、住所の変更並びに錯誤の為

5 届出年月日

令和 2 年 3 月 3 0 日

6 縦覧期間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

令和 2 年 4 月 1 0 日（金）から令和 2 年 8 月 1 0 日（月）まで（東広島市の休日を定める条例第 1 条に規定する日を除く。）とし、縦覧時間は、午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分までとする。

(2) 縦覧場所

東広島市産業部産業振興課（東広島市西条栄町8番29号）

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和2年8月10日（月）

(2) 提出先

東広島市産業部産業振興課